

令和2年度補正予算
産業・業務部門における高効率ヒートポンプ
導入促進事業費補助金

補助対象設備 製品型番登録要領

2021年3月

1. 全体概要		
1-1 はじめに		2
1-2 製品型番登録の目的		2
2. 製品型番登録の概要		
2-1 製品型番登録対象になる設備		3
2-2 製品型番登録を行う者の条件		3
2-3 製品型番登録スケジュール		3
2-4 製品型番登録の流れ		4
3. 申請書類一覧及び申請書類の提出		
3-1 申請に必要な書類		5
3-2 提出先		6
3-3 問い合わせ先		6
4. 製品型番登録に関する注意事項		7
5. 補助対象設備の種別と基準表		8
6. 申請書類		
6-1. 「No. 1 補助対象設備登録申請書」		12
6-2. 「No. 2 製品型番リスト」		13

■更新履歴

No.	版番	更新日	更新ページ	更新内容
1	1.0	2021/03/26	-	新規作成
2	1.1	2021/04/16	11	「補助対象設備の基準値」5.蒸気発生ヒートポンプの表中の熱源水入口温度を「65℃」から「65℃以上」に変更

1. 全体概要

1-1. はじめに

令和2年度補正予算「産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業費補助金」(以下、「本事業」という)は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が執行団体として事業の実施運営をいたします。

政府は「長期エネルギー需給見通し」において、経済成長率1.7%を維持した状態で2030年までに5,030万kl程度のエネルギーを削減し、さらに2050年までにカーボンニュートラルを実現することを目標に掲げています。これらの実現においては、コロナ禍でも、産業・業務部門における省エネルギー投資を積極的に呼び込むことが重要です。

プロセス改善によってエネルギー消費効率の大幅な向上が見込める一方で、ボイラ等の熱源と比較して設備価格が割高な高効率ヒートポンプの導入支援を実施することにより、熱供給プロセスにおける省エネルギー化を加速させることが可能です。

本事業では、既存の工場・事業場等において、予め定められた基準を満たす高効率ヒートポンプを更新・増設することにより既存の熱供給プロセスの改善を図り、省エネルギー化を達成する事業を対象に支援します。

本型番登録要領は、本事業において予め定められた補助対象設備の基準を満たす製品を製造するメーカー等の製造事業者(以下、「製造事業者」という)が、その基準を満たした製品を登録するために必要な手続きや注意事項等を記載しています。

登録審査が完了した補助対象設備については、間接補助事業の公募開始前にSIIホームページ上で公表し、間接補助事業者が申請用ポータル(以下「補助事業ポータル」という)にメーカー名と型番を登録するための重要な手続きになりますので、その点をご理解いただき、登録申請をお願いします。

1-2. 製品型番登録の目的

補助対象設備の型番登録は、申請者が補助金の交付申請を行う際の申請負荷の軽減と不備の抑制を目的としております。

交付申請前に型番登録を行うことにより、補助対象設備一覧を型番マスタデータとして整備します。そのため、申請者が申請前に導入予定設備として正しく補助対象設備を選定できるほか、申請書を作成するために補助事業ポータルに申請情報を入力する際に簡易に正しい型番を選択でき、また補助金申請額の計算が正しくできる環境を整備することが可能となります。

申請者の負荷や不備を低減し、制度全体の利便性を向上させて、制度活用の促進を図ることを目指します。

2. 製品型番登録の概要

2-1. 製品型番登録対象になる設備

製品型番登録の対象になる設備は、予めSIIが定める基準値を満たす以下の設備種別に限ります。SIIの定める基準値は、8ページ以降の「5. 補助対象設備の種別と基準表」を参照してください。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 空冷ヒートポンプチラー(温水利用) | 4. 熱風ヒートポンプ |
| 2. 循環加温式ヒートポンプ | 5. 蒸気発生ヒートポンプ |
| 3. 温水ヒートポンプ | 6. 業務用ヒートポンプ給湯器 |

2-2. 製品型番登録を行う者の条件

製品型番登録を行うことができる製造事業者は、以下の要件を満たす者に限ります。

- | |
|---|
| ① 国内において事業活動を営んでいる法人であること(法人登記している事業者に限る)。 |
| ② 製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明及び出荷・販売を行える事業者であること(製造物責任法(PL法)に規定する製造業者等)。 |
| ③ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。 |

2-3. 製品型番登録スケジュール

- 製品型番登録のスケジュールは以下の通りです。
- 製品型番登録は登録申請の受付を開始した後、随時登録を受け付け、SIIにて登録審査を終えた製品から順次ホームページで公表し、補助事業ポータルに登録します。
- 本事業は令和2年度補正予算により編成された事業であり、3月下旬に間接補助事業の公募を開始する前に、補助対象設備の登録・公表を行うために1次締切を設けます。
- 1次締切日以降も随時登録を受け付け、登録審査を行います。

■製品型番登録スケジュール

- | | |
|----------|-----------------------|
| 【登録開始日】 | 2021年3月26日(金) |
| 【1次締切日】 | 2021年3月30日(火) 17:00必着 |
| 【公表予定時期】 | 2021年3月31日(水) |

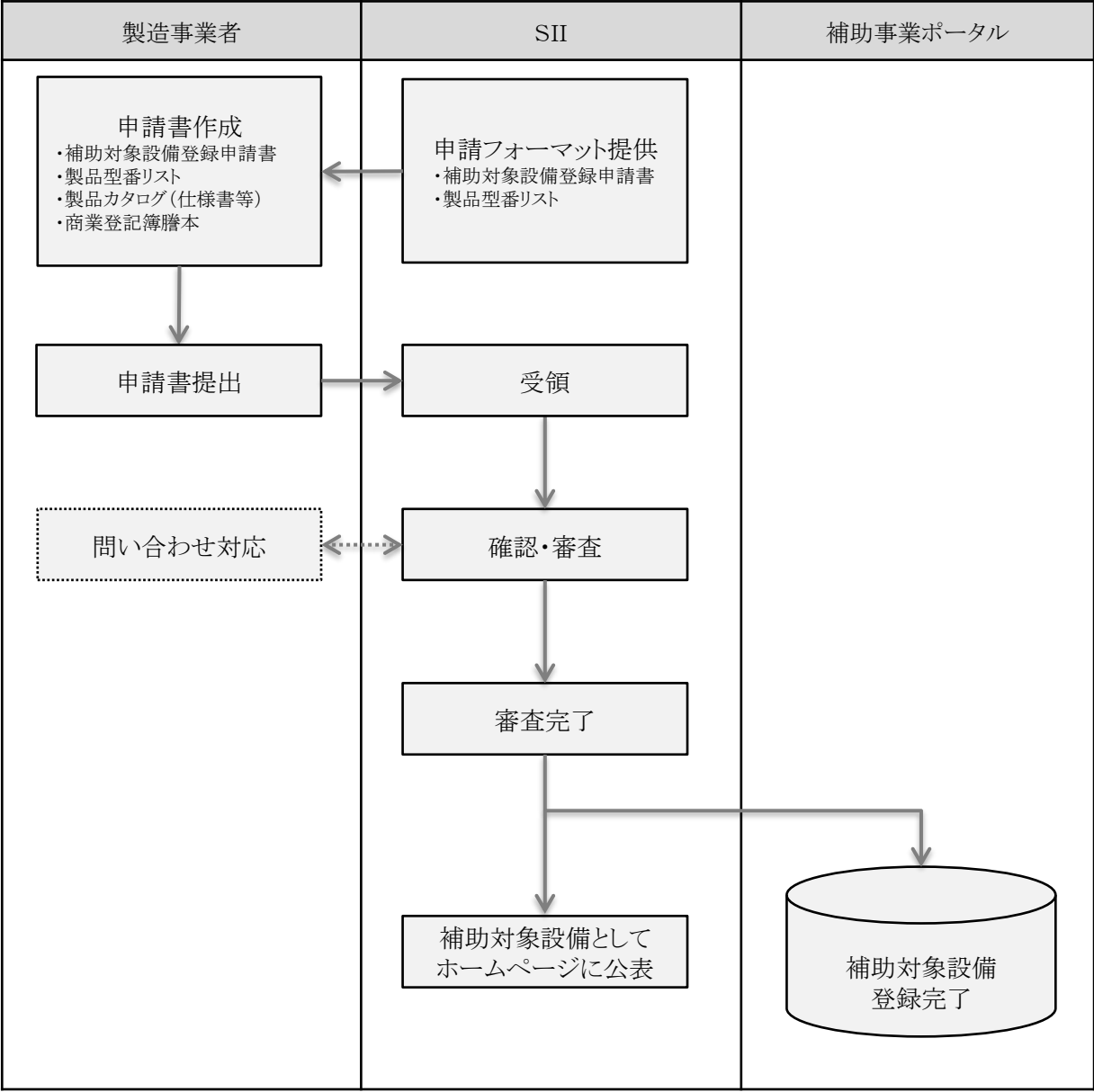
※1次締切分は不備がない場合、申請公募開始時期に合わせて3月31日の公表を予定しています。

2. 製品型番登録の概要

2-4. 製品型番登録の流れ

- 製品型番登録を行う際は、SIIのホームページにて登録手続きに必要な申請フォーマットを入手し、必要事項を入力の上で、その他の必要(証憑)書類と合わせて、SIIへ提出してください。
- 必要書類の詳細は、次ページ「3-1. 申請に必要な書類」を参照してください。
- SIIは、審査の結果、基準を満たしていることが確認できた製品型番を、本事業の補助対象設備としてホームページ及び補助事業ポータルに登録します。

製品型番登録申請から登録完了までのフロー



3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

3-1. 申請に必要な書類

自社が取り扱う製品の型番登録申請を行う際は、以下の申請書類の提出が必要になります。
なお、提出書類に不備や不足があった場合、あるいは登録審査のために追加で確認すべき事項が生じた場合、確認のためにSIIから問い合わせや、追加書類の提出を求める場合があります。
予めご了承ください。

■提出する申請書類(※1)

No.	書類名	書式		提出時の ファイル 形式	備考
1	補助対象設備登録申請書	SII 指定書式	ホームペー ジよりダウン ロード	PDF	設備種別ごとに初回登録時のみ提出。
2	製品型番リスト	SII 指定書式	ホームペー ジよりダウン ロード	Excel	新製品等の追加登録の際は、新しい登 録フォーマットに必要事項を入力し提出。
3	製品カタログ(仕様書等)	-	-	PDF	登録申請する製品の製品型番、測定条 件時の消費電力、能力値、測定条件等 が確認できる製品カタログ(仕様書等)を 提出。(※2)(※3)(※4)
4	商業登記簿謄本	-	-	PDF	初回登録時のみ提出。 発行から6か月以内の商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書、又は現在事項 全部証明書)を取得し、PDFデータ化し て提出。

※1 SIIが受理した申請書類は5年間保管する必要があり、返却は行いませんので、予めご了承
ください。

※2 申請する製品の測定条件時の消費電力、能力値、測定条件等が製品カタログ(仕様等)か
ら確認できない場合、測定条件時の消費電力、能力値およびその測定条件が確認できる
証憑書類を提出してください。

※3 製品カタログ(仕様書等)は、以下項目の該当箇所にマーカーなどで印を付けて提出してく
ださい。

- ・製品型番
- ・測定条件時の消費電力
- ・能力値
- ・9～11ページに示す基準値を満たす性能値およびその測定条件

※4 なお、測定条件は9～11ページ「5. 補助対象設備の種別と基準表」を参照してください。

3. 申請書類一覧及び申請書類の提出

3-2. 提出先

申請書類は、以下内容でメールにてSIIへ提出してください。**なお、原本の郵送は不要です。**

メール宛先	ss-kataban@sii.or.jp
メール件名	【製品型番登録】申請書類の提出（製造事業者名）
添付ファイル	1. 補助対象設備登録申請書(PDFファイル) 2. 製品型番リスト(Excelファイル) 3. 製品カタログ(仕様書等)(PDFファイル) 4. 商業登記簿謄本(PDFファイル)

※ メール件名が上記と異なる場合、正しく受け付けられない可能性がありますので、ご注意ください。

※ 「2. 製品型番リスト」の入力内容に不備等がある場合、製品型番の登録が遅れることや、製品型番の登録ができないことがありますので、ご注意ください。

※ 提出データの容量が大きい場合(10MB以上)は、ファイル転送サービス等を利用し、提出してください。

※ 2回目以降の追加登録については、メール件名を【製品型番登録】追加登録(製造事業者名)とし、「2. 製品型番リスト」と「3. 製品カタログ(仕様書等)」を添付のうえ、申請してください。

3-3. 問い合わせ先

問い合わせ先	一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部 製品型番登録担当 TEL :03-5565-3855 (平日 10:00~12:00、13:00~17:00) MAIL : ss-kataban@sii.or.jp
--------	---

※ お問い合わせ時には、「令和2年度補正予算の製品型番登録について」と電話対応者にお伝えください。

※ 通話料が発生しますので、ご注意ください。

※ 本事業の製品型番登録について、上記以外の電話番号にお問い合わせいただいても、一切お答えできません。必ず上記の問い合わせ先にご連絡ください。

4. 製品型番登録に関する注意事項

製品型番登録を行う製造事業者は、以下の点にご注意ください。補助対象設備登録申請書の提出をもって、以下全ての事項について同意したものとみなします。

1. 製品型番登録の申請の際は、間違いが無いよう十分注意すること。万一、SIIが間違いを見つけた場合、速やかにSIIの指示に従うこと。
2. 登録申請する製品は、原則、申請時に販売されていること。
3. 申請した内容に廃番又は変更(製品に係る性能、仕様、担当者情報等)があった場合、速やかにSIIへ報告を行うこと。変更の内容についてSIIが適切でないと判断した場合、SIIの指示に従うこと。
4. 対象外の製品型番が補助対象設備であるかのような誤解を申請者に与えないように配慮すること。
5. 本事業で定める製品型番登録基準は、登録対象を選定するための基準であり、対象とする製品の安全性、及び性能についてSIIが担保するものではない。対象製品により発生する故障や欠陥、事故等の瑕疵についてSIIは一切の責任を負わない。製品の瑕疵については、対象製品を出荷・販売した製造事業者が責任を負うこと。
6. SIIは、必要に応じて製造事業者への立入検査ができる。製造事業者は、SIIからの検査の求めに応じなければならない。検査の結果に応じ、SIIはその製造事業者の登録製品型番を対象外とする場合がある。
7. 製品型番登録を行う製造事業者は、製品型番登録に係る全ての申請書類を本事業の終了後から5年間保管し、事業終了後においても、SIIからの閲覧や提出の求めに協力できること。
8. 製品型番登録を行う製造事業者において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないこと。SIIにより虚偽が認められた場合、SIIは当該製造事業者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で報告させることができるものとする。
9. 前項の報告を受けたとき、SIIはその内容を詳細に審査し、不正行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、SIIが審査に必要があると認めるときは、当該製品型番に関連する資料の提出を命じ、製造事業者の工場、研究施設その他の事業所に立ち入ることができるものとする。
10. 前項により製造事業者に不正行為があったと認められたときは、製品型番の登録を取消すとともに、製造事業者の名称及びその内容を公表する場合がある。
11. 登録された情報に虚偽・不正が認められた場合、その事業者の製品型番を全て登録対象外とする場合がある。
12. 前項の規定による取消しを行った場合において、その取消しに係る部分に関し、既に申請者に本事業の補助金が交付されているときには、SIIは製造事業者に対して期限を付して当該補助金相当額を請求できるものとする。
13. 製造元、輸入元等と製品型番の登録申請を行う製造事業者との間で生じる問題等に関しては、SIIは一切の責任を負わないものとする。
14. 経済産業省が利用目的(対象製品の価格の分析等)を明らかにしたうえ、製品型番等に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
15. 登録した製品型番は、SIIが他の補助事業を行う際においても利用する場合がある。

5. 補助対象設備の種別と基準表

高効率ヒートポンプ

➤ 補助対象設備の種別

種別	供給形態	設備要件(供給条件)	熱源	方式
1.空冷ヒートポンプチラー (温水利用)	温水供給	温水最高出口温度: 45℃以上65℃未満	空気熱源	循環式
2.循環加温式ヒートポンプ	温水供給	温水最高出口温度: 60℃以上	空気熱源	循環式
3.温水ヒートポンプ (熱回収ヒートポンプ・ 水熱源ヒートポンプ)	温水供給	温水最高出口温度: 45℃以上	水熱源	循環式
				一過式
			水・空気両熱源	循環式
				一過式
4.熱風ヒートポンプ	熱風供給	熱風最高供給温度: 80℃以上	空気熱源	一過式
			水熱源	循環式
				一過式
5.蒸気発生ヒートポンプ	蒸気供給	蒸気最高供給温度: 120℃以上	水熱源	一過式
6.業務用ヒートポンプ給湯器	温水供給	最高出湯温度: 65℃以上	空気熱源	一過式

※ 業務用ヒートポンプにおいて、貯湯タンクを含むセット型番の場合、ヒートポンプ本体のみの型番も必ず申請してください。見積書作成の際は、「ヒートポンプ本体価格」と「その他付帯設備価格」を分けて記載してください。

5. 補助対象設備の種別と基準表

➤ 補助対象設備の基準値

以下の表に記載の測定条件におけるCOP値・年間加熱効率値が基準値以上であること。

※COP:測定条件における(加熱能力)/(消費電力)

1. 空冷ヒートポンプチラー(温水利用)

熱源	方式	測定条件		基準値
		温水出口温度 (ΔT:温水入出口温度差)	外気温度	COP
空気熱源	循環式	45℃ (ΔT:7℃)	乾球温度:7℃DB 湿球温度:6℃CWB	3.0

2. 循環加熱式ヒートポンプ

熱源	方式	測定条件		加熱能力	基準値
		温水出口温度 (ΔT:温水入出口温度差)	外気温度		COP
空気熱源	循環式	60℃以上65℃以下 (ΔT:3℃以上7℃以下)	以下①～③のいずれかの条件を満たすこと		
			①[中間期] 乾球温度:16℃CDB 湿球温度:12℃CWB	10kW以下	2.15
				10kW超	3.09
			②[夏期] 乾球温度:25℃CDB 湿球温度:21℃CWB	10kW以下	2.50
				10kW超	3.09
			③[冬期] 乾球温度:7℃CDB 湿球温度:6℃CWB	10kW以下	2.00
				10kW超	2.10

5. 補助対象設備の種別と基準表

➤ 補助対象設備の基準値

3.温水ヒートポンプ(熱回収ヒートポンプ・水熱源ヒートポンプ)

熱源	方式	測定条件		加熱能力	基準値
		温水出口温度 (ΔT:温水入出口温度差)	熱源水入口温度		COP
水熱源	循環式	45℃以上65℃未満 (ΔT:5℃以上10℃以下)	12℃以上22℃未満	100kW以下	4.27
				100kW超	3.79
		65℃以上75℃未満 (ΔT:5℃以上10℃以下)	0℃以下	—	2.75
			12℃以上22℃未満	100kW以下	2.88
				100kW超	3.19
		75℃以上90℃未満 (ΔT:5℃以上10℃以下)	12℃以上22℃未満	—	2.20
			30℃以上40℃未満	—	3.38
		90℃以上 (ΔT:5℃以上10℃以下)	12℃以上22℃未満	—	2.74
			50℃以上	—	4.00
	一過式	65℃以上75℃未満 (ΔT:48℃以上)	12℃以上22℃未満	—	4.23
			50℃以上	—	10.19
水・空気両熱源	循環式	45℃以上65℃未満 (ΔT:5℃以上10℃以下)	5℃以上12℃未満	—	2.40
		75℃以上90℃未満 (ΔT:5℃以上10℃以下)	12℃以上22℃未満	—	2.02
	一過式	65℃以上75℃未満 (ΔT:48℃以上)	12℃以上22℃未満	—	3.96

※ 冷温同時取り出し機能を有する製品は、測定条件下における加熱能力と冷却能力の合算値を消費電力で除した値が基準値を満たすこと。

5. 補助対象設備の種別と基準表

➤ 補助対象設備の基準値

4. 熱風ヒートポンプ

熱源	方式	測定条件		基準値
		熱風供給温度	その他測定条件	COP
空気熱源	一過式	80℃以上100℃未満 空気入口温度:20℃	[外気条件] 乾球温度:25℃CDB 相対湿度:70RH%	3.50
水熱源	一過式	80℃以上100℃未満 空気入口温度:20℃	熱源水入口温度:30℃ 熱源水入出口温度差:5℃	3.44
	循環式	60℃ 空気入口温度:50℃	熱源水入口温度:30℃ 熱源水入出口温度差:5℃	3.50

5. 蒸気発生ヒートポンプ

熱源	方式	測定条件		基準値
		蒸気供給温度	熱源水入口温度	COP
水熱源	一過式	120℃以上150℃未満	65℃以上	3.50
		150℃以上165℃未満	90℃	3.00
		165℃以上	70℃	2.46

6. 業務用ヒートポンプ給湯器

熱源	方式	加熱能力	基準値
			年間加熱効率 ※
空気熱源	一過式	20kW以下	4.0
		20kW超	3.5

※ JRA4060にて規定する年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率をいう。

6. 申請書類

6－1. 「No. 1 補助対象設備登録申請書」

この書式は、SIIホームページからダウンロードの上出力のこと。

西暦 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 村 上 孝 殿

住所
会社名
代表者名

令和2年度産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業費補助金
補助対象設備登録申請書

令和2年度産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業費補助金における補助対象設備登録の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブに提出するに当たって、『令和2年度補正予算 産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業費補助金 補助対象設備 製品型番登録要領』の定めるところに従うことを承知のうえ、申請します。なお、本申請に当たっては、当社内で必要な承認または確認手続きを行っております。

*：入力必須項目

製造 事業 者 情 報	会社情報				
	会社名カナ(*)				
	会社名(*)				
	会社法人等番号(*)		代表電話番号(*)		
	連絡先（管理担当）				
	郵便番号(*)				
	住所(*)				
	部署名(*)				
	役職				
	氏名カナ(*)	セイ		メイ	
	氏名(*)	姓		名	
	電話番号(*)			電話番号（内線）	
	携帯電話番号			メールアドレス(*)	

登録 設備 ／ 種 別	登録希望設備／種別(*)	Check
	空冷ヒートポンプチラー（温水利用）	
	循環加温式ヒートポンプ	
	温水ヒートポンプ（熱回収ヒートポンプ・水熱源ヒートポンプ）	
	熱風ヒートポンプ	
	蒸気発生ヒートポンプ	
	業務用ヒートポンプ給湯器	

6. 申請書類

6-2. 「No. 2 製品型番リスト」

製品型番リストのイメージは以下の通りです。製品型番リスト内の入力例を参照のうえ、必要な情報を入力してください。

例) 蒸気発生ヒートポンプの場合

[illegible]

※ 登録製品型番数が50件を超える場合は、事前にSIIまでご連絡ください。

入力見本

※入力していただく項目は赤字の部分です。

1	2	3		4	5	6
設備区分	種別 ※プルダウン選択	製造事業者名	製造事業者名 (フリガナ)	製品名	型番	熱源／方式
産業用ヒートポンプ	蒸気発生ヒートポンプ	〇〇〇株式会社	マルマルマル	XYZヒートポンプ	aaaa-bbbb	水熱源／一過式

7	8	9	10	11	12	13
測定条件① ※プルダウン選択	測定条件② ※プルダウン選択	最高出口温度(℃)	加熱能力(kW)	消費電力(kW)	基準値 (COP)	性能値 (COP)
		数値	数値	数値		数値
蒸気供給温度:120℃以上～ 150℃未満	熱源水入口温度:65℃	100	60.0	15.0	3.5	4.0

14	15	16
希望小売価格 (万円)	備考	標準省エネ量(kl)
3,500		33.485

■記入の際の注意事項

注1) 入力見本で赤色文字になっている項目は、原則すべて記入してください。
(該当無しの場合は空白で可。)

注2) 数字と英字は半角で記入してください。

注3) 書式の変更(列の削除や追加)は行わないでください。

注4) 環境依存文字(②、Ⅱ、株、有、等)を使用しないでください。

注5) 以下のような間違いやすいケースに注意し、正確に入力してください。

＜間違えやすい文字や数字の例＞

「1」(数字のイチ) と 「l」(英語小文字のエル) と 「I」(英語大文字のアイ)

「0」(数字のゼロ) と「O」(英語大文字のオー) と「o」(英語小文字のオー)



製品型番登録に関するお問い合わせ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

令和2年度補正予算
産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業費補助金

製品型番登録に関するお問い合わせ窓口

TEL:03-5565-3855

＜受付時間:10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)＞

ホームページ:<https://sii.or.jp/>